



人大位第 六号

案起

昭和三十三年五月十三日

閣議決定昭和三十三年五月十四日  
上奏昭和三十三年五月十四日  
公布昭和三十三年五月十四日  
施行昭和三十三年五月十四日

内閣總理大臣

*(Signature)*

内閣官房長官

内閣事務官

内閣官房次長

*(Seal)*

西尾國務大臣

*(Signature)*

曹米地國務大臣

*(Signature)*

北村國務大臣

*(Signature)*

東江國務大臣

*(Signature)*

一松國務大臣

*(Signature)*

鈴木國務大臣

*(Signature)*

岡田國務大臣

*(Signature)*

野津國務大臣

*(Signature)*

永谷國務大臣

*(Signature)*

栗栖國務大臣

*(Signature)*

加藤國務大臣

*(Signature)*

船田國務大臣

*(Signature)*

森下國務大臣

*(Signature)*

竹田國務大臣

*(Signature)*

富吉國務大臣

*(Signature)*

(大藏省監督官)正八位國島照義

叙從七位

昭和十九年九月二十一日付

(裁判所書記)

芳賀

忠

叙從七位

昭和二十年六月二十四日付

(法務廳事務官)

高浦久男

從七位に叙する

五月四日付

(會計検査院事務官)正六位根本一郎

正五位に叙する

五月十日付

(特定郵便局長)從七位羽二生勇一

正七位に叙する

四月十八日付

(運輸事務官)從七位藤田久藏

正七位に叙する

四月二十一日付

職田第 凡〇記号ノ二

敘從七位

昭和十九年九月二十一日  
敘高等官七等

大藏省監督官正位國島照義

右文武官敘位進階内則第二條に依り  
請議す

昭和二十三年五月七日

大藏大臣北村徳太郎



内閣総理大臣芦田均殿

今お存人月昭和十九年九月二十一日戦死したものでゆゑら  
発令日同日附下願いたし

奉命同日附...  
昭和二十三年五月八日

内閣總理大臣 田 均 殿

大藏大臣 林 銑 太郎

昭和二十三年五月八日



右文武官叙位進階内則第二條により請議する  
昭和二十三年五月八日

最高裁判所人恩第一九二號

叙從七位 昭和二十年六月二日  
叙高等官七等 裁判所書記 芳賀 忠

右文武官叙位進階内則第二條により請議する

昭和二十三年五月八日

最高裁判所長官 三 淵 忠 彦

内閣總理大臣 田 均 殿

追つて本件は應召中昭和二十年六月二十四日ルソン島において戦死したものであるから特に同日附を以て御詮議せられたい。

法務廳人思第三一八號

昭和二十三年五月十一日

法務總裁 鈴木 義男



內閣總理大臣 片岡 均 殿

甲 請

叙位 〰 〰 〰 〰

法務廳事務目高浦久男は在官十九年その間功績顯ものであつたが、病氣にかゝり死亡したので、特に生前の日に頭書の位に叙せられるよう御詮議願いたい。

|         |              |            |                               |             |
|---------|--------------|------------|-------------------------------|-------------|
| 従七位に叙する | 昭和二十三年四月二十七日 | 昭和二十三年五月四日 | 昭和三年八月三日                      | 法務廳事務目 高浦久男 |
| 二級に陞叙する | 死            | 亡          | 任裁判所書記以來<br>在官十九年<br>死亡當時十五号俸 |             |

内閣令位第三号

第八五(一)號

昭和二十三年九月十二日

會計検査院長佐々藤 基



内閣總理大臣芦田均殿

正五位に叙す。昭和二十三年九月十日  
一級に陞叙す。昭和二十三年九月十日  
叙す。一級に陞叙す。死亡

會計検査院事務官  
正六位根 本一郎

右の者は在職中功績顯著であつたが九月十日一級に陞叙されたものであり特に生前の日に附で頭書のとおり叙位せらるるよう御詮議す。

會計検査院

會 信 對 査 閣

内閣總理大臣 芦田 均 殿

Handwritten text in a table format, likely a list of names and titles, possibly related to the '信對' (Information/Response) section. The text is faint and difficult to read in detail.

官秘乙第六二三号

昭和二十三年五月十日

逓信大臣 富吉 榮



内閣總理大臣 芦田 均 殿

請 議

官吏叙位について

正七位に叙す、特定郵便局長 從七位 羽 二生 勇 一  
右の者は在職二十六年以上にあつたが病氣に罹り四月  
精勵し成績顯著であつたが病氣に罹り四月



十八日死亡したのて特に同日附で頭書の通り  
叙位されるようお取計願いたし

総人運任第57号

人式第一〇二五号

昭和二十三年五月七日

運輸大臣 岡田 勢



内閣總理大臣 菅 田 均 殿

申請

叙位について

運輸事務官藤田久藏は、在官二十年以上、その間功績顯著な者であつたが、病氣にかかり死亡したので特に生前の日で頭書の位に叙せられるようご詮議願いたい

|         |             |             |             |         |
|---------|-------------|-------------|-------------|---------|
| 正七位に叙する | 昭和二十三年四月廿一日 | 昭和二十三年四月廿一日 | 大正十四年十二月十六日 | 運輸事務官   |
| 叙する     | 二級に陞        | 死           | 任 鉄道局書記     | 従七位藤田久藏 |
|         |             | 亡           | 在官二十二年以上    |         |
|         |             |             | 死亡当時二十号俸    |         |

昭和二十三年四月廿一日  
運輸事務官 藤田久藏

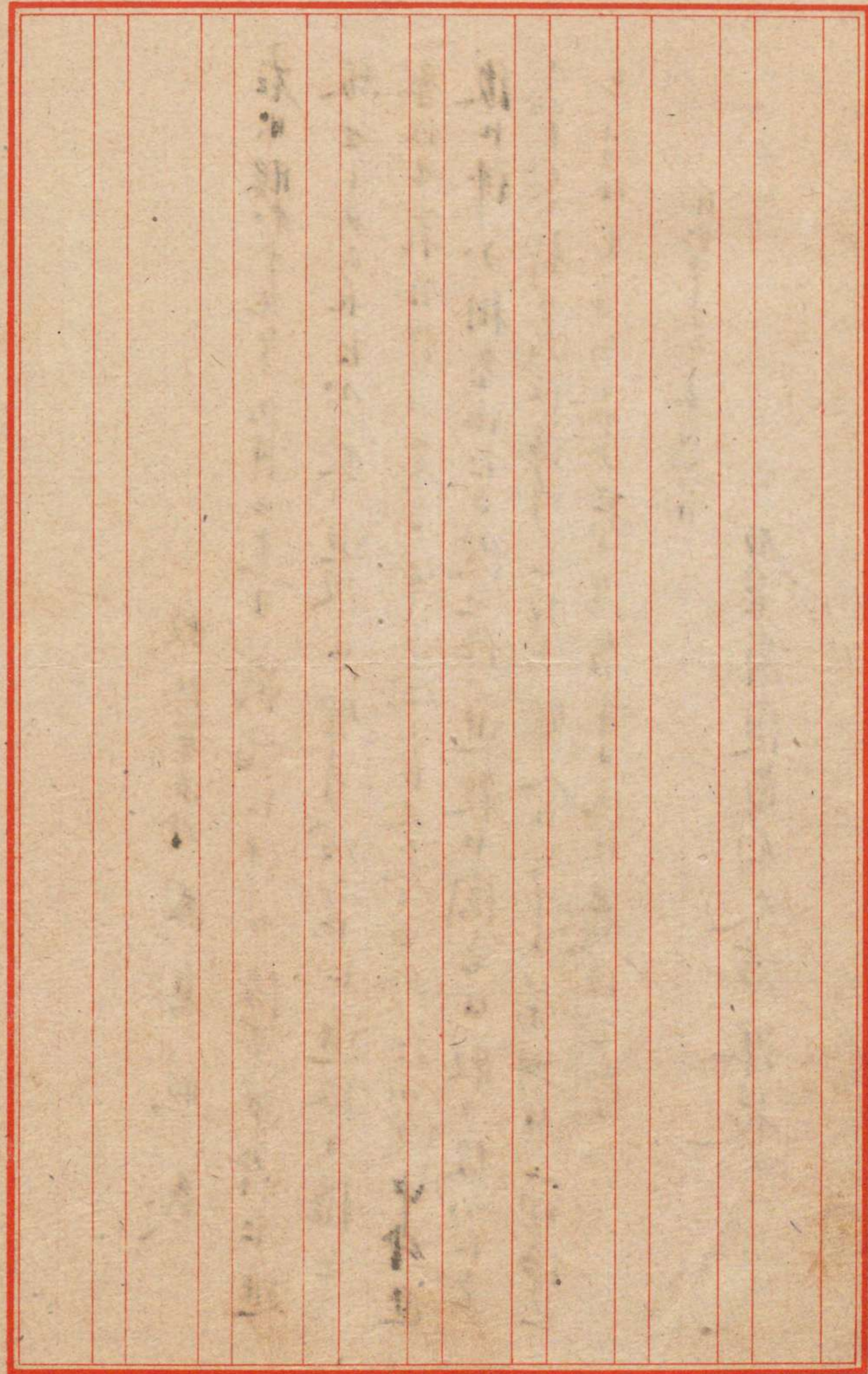
故陸軍中將 國島照義

右は昭和十九年九月二十日 戦死に伴ひ陸軍中將に進級せしめられたが、故の進級は軍中人各官に進級権を行使せられた伴ひ著し軍中人各官各々のありたから中將進級に伴ひ相違位たる従七位進級は固くは取り扱ふに至らざるに對するは従七位と相違ありと相違あり軍人に對する勲章は一切停止と相違あるあり其の傷有する位は正八位である

昭和二十三年四月廿一日

原案者 復興局 人事課長

之月五日



| 本籍地                            | 現住所 | 出生地 | 年<br>號 | 月 | 日  | 事                      | 氏名          | 出生年月日      | 舊氏名 | 項 | 應名   |
|--------------------------------|-----|-----|--------|---|----|------------------------|-------------|------------|-----|---|------|
| 千葉県市原郡 <small>津村小田部三三八</small> |     |     | 昭和     | 三 | 八  | 三                      | 任裁判所書記 給一級俸 | 明治三十二年一月五日 |     |   | 高浦久男 |
|                                |     |     | 昭和三    | 八 | 三  | 補千葉県地方裁判所書記 給一級俸       |             |            |     |   |      |
|                                |     |     | 一九     | 九 | 三〇 | 給五級俸                   |             |            |     |   |      |
|                                |     |     | 二〇     | 四 | 二  | 補千葉県裁判所書記              |             |            |     |   |      |
|                                |     |     | 二一     | 四 | 一  | 勅令九一九〇号同令九三三号に依り判任     |             |            |     |   |      |
|                                |     |     | 二二     | 五 | 三  | 官制改正勅令九三三号に依り司法事務官一級上俸 |             |            |     |   |      |
|                                |     |     | 二三     | 二 | 三〇 | 十四号俸を給する               |             |            |     |   |      |
|                                |     |     | 二四     | 一 | 一  | 千葉県司法事務局入備出張所長を命ずる     |             |            |     |   |      |

員 籍 書 目 氏

司 法 官





叙高等官七等

賜九給俸

第二部第二課勤務ヲ命ス

倉籾倉

三四五 叙從七位

十一級俸

宮内省

三五八 叙勲七等授瑞寶章

第四部第二課勤務ヲ命ス

内閣

三三三 叙正七位

賜十級俸

宮内省

三三五 叙正七位

叙勲六等授瑞寶章

賞勲局

三四二 賜九級俸

第四部第三課兼務ヲ命ス

第二部第五課勤務ヲ命ス

第二部第四課兼務ヲ命ス

昭和五、一

第四部第三課兼務ヲ免ス

賜八級俸

内閣

一六六 叙從高等官五等

一六七 叙從六位

宮内省

昭和三十五年勅令第四百八十八號ノ旨ニ依リ

紀元二十六百年祝典紀念章ヲ授與セララル

賞勲局

一七六 第二部第一課勤務ヲ命ス

一七八 第二部第二課兼務ヲ命ス

一八〇 第三部第三課勤務ヲ命ス

一八二 第三部第四課兼務ヲ命ス

一八四 賜七級俸

一八六 叙高等官四等

一八八 叙正六位

支那事變ニ於ケル功ニ依リ單光旭日章及金參百圓

ヲ授ケ賜フ

賞勲局

一九五、二七 敘勲五等授瑞寶章

賞勲局

一九六、二四 第三部附兼務ヲ命ス

一五二、一 支那事變從軍記章授與

一九二、三〇 賜六級俸

二一三、三一 第三部第二課勤務ヲ命ス

〃 〃 〃 第三部第一課及第三部第三課兼務ヲ命ス

二一四、一 敘奏任(昭和二十一年勅令第一九五号)

〃 〃 〃 賜十七號俸

二一六、三〇 賜十六號俸

二一七、一 賜十九號俸

二一三、二 第三部第五課勤務ヲ命ス

〃 〃 〃 第三部附及第三部第一課、第三部第三課、第三部第四課兼務ヲ免ス

昭和三五、三 會計検査院事務官(二級)

三六、三〇 検査第二局第三課長と命ずる

三九、三〇 二十號俸と給する

二一〇、三 二十五號俸と給する

二二〇、二 検査第二局第五課長兼務と命ずる

二二一、二 検査第二局第五課長兼務と免ずる

二二二、五 資格審査済

二二六、二八 検査第四局審査課長と命ずる

五一〇 一級に陞叙す

五七

會計検査院

| 府縣    | 北 海 道 |      | 月生日年              | 明治參拾壹年拾貳月拾參日 | 名 姓           |
|-------|-------|------|-------------------|--------------|---------------|
|       | 大正    | 昭和   |                   |              |               |
| 北 海 道 | 三二五   | 三二五  | 新潟縣立佐渡中學校第二學年修業   | 月俸九圓         | ハ ニ ウ ヨ ウ イ チ |
|       | 一八一六  | 一八一六 | 通信事務員ヲ命ス          | 月俸四十五圓ヲ給ス    | 羽 二 生 勇 一     |
|       | 一〇四一  | 一〇四一 | 任三等郵便局長           | 給六級手當        | 同             |
|       | 七一八   | 七一八  | 送毛郵便局長ヲ命ス         | 給五級手當        | 遞信省           |
|       | 一一二〇  | 一一二〇 |                   | 給四級手當        | 同             |
|       | 一五二二  | 一五二二 |                   | 給三級手當        | 同             |
|       | 一四八一  | 一四八一 | 敘勳八等授瑞寶章(一〇六八一〇九) | 給二級手當        | 賞勳局           |
|       | 一五三〇  | 一五三〇 | 官制改正              | 給二級手當ヲ給シ     | 遞信省           |
|       | 一六一   | 一六一  | 特定郵便局長ニ任ジ         | 給二級手當ヲ給シ     | 遞信省           |

鹿 言 省





